

# 新型コロナウイルス感染症対策基金規程

令和2年11月2日  
理事長決定  
規程第129号

## (設置)

第1条 国際教養大学基金に関する基本規程第5条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学(以下「本学」という。)に新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を置く。

## (構成)

第2条 基金は、第3条に規定する目的のために本学に寄附された寄附金及びその運用による果実その他大学経営会議において基金に組み入れることを決定した財産で構成する。

## (目的)

第3条 基金は、新型コロナウイルス感染症に関する対策に必要な経費の財源に充てることを目的とする。

## (事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けている学生への支援
- 二 新型コロナウイルス感染症対策として行う学生の学修・生活環境の整備
- 三 その他新型コロナウイルス感染症対策として特に理事長が必要と認める事業

## (事務)

第5条 基金に関する事務は、関係各課の協力のもと総務課が処理する。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。